

規格基準の事前意図公告

[この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。]

種畜の等級の判定基準の一部改正について

下記のとおり、種畜の等級の判定基準（平成24年農林水産省告示第9号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

1 件名

種畜の等級の判定基準（平成24年農林水産省告示第9号）の一部改正

2 対象品目

種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外受精に供する精液の採取の用に供する牛及び豚の雄（関税番号）（HS：0102, 0103）

3 趣旨及び目的

家畜の改良増殖に関する目標を定める「家畜改良増殖目標」が新たに策定されたことから、本目標に即した種畜の等級の判定基準とするよう、種畜の等級の判定基準（平成24年農林水産省告示第9号）の一部改正を行うもの。

4 施行予定日

官報に公示する。

5 照会先

農林水産省畜産局畜産振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-6744-2524 内線4922

FAX 03-3593-7233

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60日間